

第29問

問題文

次の【設問1】【設問2】に答えなさい。

【設問1】

株式会社「ASUKA」（以下「A社」という。）は衣類販売業を営む株式会社であり、Bはその代表取締役である。A社は唯一の財産として甲土地を所有しているが、甲土地にはC銀行のA社に対する5億円の債権を担保するために根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）が設定されている。

令和2年7月、株式投資の失敗等によりA社の経営は破綻し、その結果、本件根抵当権の実行が不可避の状況に陥った。同年8月5日、A社について民事再生手続が開始され、A社はC銀行の根抵当権について担保権消滅許可の申立てをし、その許可を受けた。そして、再生手続において、本件根抵当権が消滅したことを前提とする再生計画案（以下「本件再生計画案」という。）が提出され、債権者集会が開かれたところ、A社の届出再生債権者7名の全員が出席し、本件再生計画案は、上記届出再生債権者の頭数の過半数であり、かつ、議決権者の議決権の総額の64パーセントを有するB、D、E、及びF社の4名の賛成により可決された。なお、F社の代表取締役はBであった。

その後、本件再生計画が可決された経緯として、Bの息子であるDとEが、Bから近いうちにA社について民事再生手続が開始される旨の話を聞き、令和2年7月29日に、回収可能性がないことを認識しつつ、GのA社に対する債権をDが廉価で譲り受け、その一部をEに譲渡したという事情が発覚した。また、C銀行にとては、本件根抵当権の消滅を前提とする本件再生計画案よりも、A社の破産手続において他の担保物件と合わせて任意売却する方が債権回収に有利であったため、C銀行は本件再生計画案に対して頑なに反対する意向を示していた。

以上の事実関係の下で、裁判所は、本件再生計画を認可することができるかについて論じなさい。なお、清算価値保障原則との関係は論じなくてよい。

【設問2】

飲食店を経営する個人事業主Hは令和4年9月9日に小規模個人再生手続開始の申立てを行い、同月25日に開始決定を受けた。Hが小規模個人再生手続開始の申立ての際に提出した債権者一覧表には、Iが有する住宅ローン債権、Hの弟であるJが有する貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）等が記載されていた。

本件貸付債権については、債権届出期間内に届出がなされることではなく、民事再生法第225条により届出がなされたものとみなされ、異議もなかつたため確定した。なお、本件貸付債権の議決権の総額は、Hの再生手続における議決権総額3000万円の3分の2を占める2000万円とされた。しかし、実際のところ、本件貸付債権はHとJが通謀して虚偽の債権を作出し、債権者一覧表に記載したものであった。

解説

第1 習得条文（以下、法令名の記載のないものはすべて民事再生法の条数を指す。）

172条の3第1項1号2号、174条1項、2項3号、4号、231条1項、202条2項4号、225条、230条6項

第2 解説

1 設問1

本問は通常再生手続における「不正の方法」（174条2項3号）の意義を問う問題である。「不正の方法」については、本問と類似の事案について判断した最決平20.3.13【百選93】が「法174条が、再生計画案が可決された場合においてなお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（法1条）を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般的利益を保護しようとするものであると解される。そうすると、法174条2項3号所定の『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（法38条2項参照）。

前記事実関係によれば、〔1〕抗告人の債権者のうち相手方Y2、相手方Y1及びBにとって、抗告人が民事再生手続を利用する方が抗告人につき破産手続が進められるよりも抗告人に対する債権の回収に不利であり、抗告人が再生手続開始の申立てをして本件再生計画案を提出しても、届出再生債権者のうち抗告人の代表取締役であるA及び同人が代表取締役を務めるCの同意しか得られず、本件再生計画案は可決されないことが見込まれていたこと、〔2〕抗告人が再生手続開始の申立てをする直前に、抗告人の取締役であってそれまで抗告人に対する債権を有していなかったDが、回収可能性のないFのCに対する債権及び抗告人に対する保証債務履行請求権を譲り受け、その一部を同じく抗告人の取締役であってそれまで抗告人に対する債権を有していなかったEに譲渡したこと、〔3〕DとEは、それぞれ、債権譲渡を受けた抗告人に対する債権を再生債権として届け出て、本件再生計画の決議において、その有する議決権を本件再生計画案に同意するものとして行使したこと、〔4〕DとEによる上記議決権の行使がなければ議決権者の過半数の同意を求める法172条の3第1項1号の要件が充足することはなかったが、上記議決権の行使により同要件が充足し、本件再生計画案が可決されたことが明らかである。そうすると、本件再生計画案は、議決権者の過半数の同意が見込まれない状況にあったにもかかわらず、抗告人の取締役であるDから同じく抗告人の取締役であるEへ回収可能性のない債権の一部が譲渡され、抗告人の関係者4名が抗告人に対する債権者と

模範答案

1 第1 設問1

1 裁判所は本件再生計画を認可することができるためには、「再生計画案が可決された場合」であり、かつ、「次項の場合」に当たらないことを要する（民事再生法（以下、略）174条1項）。そこで以下、検討する。

2 「再生計画案が可決された場合」につき、本件再生計画案は可決されているので「再生計画案が可決された場合」に当たる。では、「次項の場合」に当たるか、具体的には「次のいずれかに該当する場合」として同条2項3号に該当するか否かを検討する。

(1) まず、「不正の方法」が認められるか、その意義が問題となる。

ア そもそも、174条2項3号の趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（1条）を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護する点にある。かかる趣旨及び再生債務者が公平誠実義務を負うこと（38条2項）に鑑み、「不正の方法」とは、詐欺、強迫又は不正な利益の供与等のみならず、信義則に反する行為も含むと考える。

イ 本件では、届出再生債権者であるC銀行は本件再生計画案に頑なに反対する意向を示していた。したがって、A社が再生手続開始の申立てを行い、再生計画案を提出したとしても、B及び同人が代表

2

取締役を務めるF社の同意しか得られず、頭数要件（172条の3第1項1号）を満たさないことが見込まれていたといえる。かかる状況下において、令和2年7月29日に、Bの息子であるDとEは、回収可能性がないことを認識しつつ、GのA社に対する債権をDが廉価で譲り受け、その一部をEに譲渡している。かかるD及びEの行為は、親であるBと話し合ったうえで、再生手続開始の申立ての直前に行われていることからして、恣意的に頭数を増やす行為と評価することができる。そうだとすれば、かかるD及びEの行為は、174条2項3号の趣旨を潜脱するものとして信義則に反する行為というべきである。

ウ よって、「不正の方法」が認められる。

(2) 「成立するに至った」につき、本件再生計画案は可決されているので「成立するに至った」といえる。

(3) 「によって」につき、本件再生計画案は、上記届出再生債権者の頭数の過半数であるB、D、E、及びF社の4名の賛成により可決されているが、不正な方法がなければ、7名からDとEを除いた5名中3名が反対である以上、頭数要件を欠くため可決されなかつたといえ、不正な方法「によって」成立したといえる。

3 以上より、174条2項3号事由が認められるので「次のいずれかに該当する場合」として「次項の場合」に当たり、裁判所は本件再生計画を認可することができない。

第2 設問2

- 3 1 裁判所がHの再生計画を認可するためには、本件は小規模個人再生手続（221条1項）であり、かつ、再生計画に住宅資金特別条項（196条4号）が定められているので、「再生計画案が可決された場合」であり、かつ、「202条第2項」に該当しないことを要する（231条1項）。そこで、以下、検討する。
- 2 「再生計画案が可決された場合」につき、Hが提出した再生計画案は230条6項により可決されたものとみなされているので「再生計画案が可決された場合」に当たる。では、「202条第2項」に該当するか、具体的には202条2項4号が認められるかを検討する。
- (1)ア まず、「不正の方法」該当性につき、その趣旨及び意義は設問1で示した「不正の方法」と同義であり、かつ、その判断においては、無異議債権として手続内確定を経た債権の虚偽性についても考慮できると考える。
- イ 本件貸付債権は届出がなかったため、債務者Hの行為だけによって確定したものであるが、実際のところ、本件貸付債権はHとJが通謀して虚偽の債権を作出し、債権者一覧表に記載したものであった。そうだとすれば、かかる行為は、故意的に頭数を増やす行為と評価することができ、202条2項4号の趣旨を潜脱するものとして信義則に反する行為というべきである。
- ウ よって、「不正の方法」が認められる。
- (2) 「成立するに至った」につき、Hの再生計画案は可決されたものとみなされているので「成立するに至った」といえる。

- 4 (3) 「によって」につき、本件貸付債権の議決権の総額は、Hの再生手続における議決権総額3000万円の3分の2を占める2000万円だったので、不正の方法がなければ可決されなかつたといえ、不正の方法「によって」成立したといえる。
- 3 以上より、202条2項4号が認められるので「202条第2項」に該当する結果、裁判所はHの再生計画を認可することができない。

以上